

平成16年 6 月11日

第10回

「文の京」の区民憲章を考える区民会議会議録

文京区企画政策部

「開 会」(18:35)

齋藤副会長 定刻を過ぎておりますので、第10回「文の京」の区民憲章を考える区民会議を開催いたします。

最初に、森田会長につきましては、学会の関係の仕事が入ってしまいまして、本日は副会長の私が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

その他の委員の出欠について、事務局から報告をお願いします。

久住幹事 改めまして、皆様こんばんは。雨の中お疲れさまです。本日は今井委員、それから吉田委員、上田委員から欠席のご連絡をいただいております。

それから本日、4月の人事異動に伴いまして、企画政策部企画課長の徳田が異動してまいりましたので、本日会議を傍聴させてほしいということで参加させていただいております。

徳田企画政策課長 徳田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

久住幹事 なお、本日の会議の席順も、また事務局の方でランダムに設定をさせていただきました。

本日配付の資料をご確認ください。第10回「文の京」区民憲章を考える区民会議の次第を一番初めにお付けしてございます。その次、資料第28号といたしまして、「文の京」の区民憲章についての区民会議の提案(中間のまとめ)に関する意見・要望の実績。前回、細かい意見をお示したんですが、その実績をお示しませんでしたので、一覧としてまとめてございます。それから資料第29号でございます。「文の京」の区民憲章最終報告に向けた検討の資料ということで、皆様方からいただいた資料を一覧表にしたものでございます。ご確認いただければと思います。

なお、過日皆様方には、公募委員の方を中心に、最終的な報告に向けていただきましたご意見を、それぞれ個別にまとめました資料をお送りいたしております。本日お持ちになっていらっしゃる方がおられましたら、ご用意しておりますのでお申しつけください。以上でございます。

齋藤副会長 それでは、お手元の次第に基づいて進めてまいりたいと存じます。

まず、2の区民会議の提案(中間まとめ)に関する意見・要望について。この資料につきまして、事務局から説明をお願いします。

久住幹事 それでは、資料28号を、お手数ですがおめくりいただきまして、前回細かい番号を付して区民意見を項目ごとにお示しをしたんですが、この間、平成16年4月19日から28日まで、皆様方にもこのシルバーホールに4月24日においでいただきまして、区民説明会、地域説明会を9回開催をしております。出席者数と発言者数が以下のとおりになってございます。その他区報特集号にはがきをつけてご意見をいただくような形にしております。そのはがきによる意見が25件ございました。それから、直接お電話をいただきましてお話を伺った方が1件、ファクスやメールのご意見を6件、それから団体等の個別説明会を事務局の方で開催いたしました。その

際に、いただいた意見が11件となっております。おめくりいただきまして、後ろに中間のまとめ、各個別に団体の方に出向きまして、ご説明をさせていただきました。3月8日から5月18日まで事務局の方で出向いて説明をした実績等が書いてございますので、ご参考にしていただければと思います。28号につきましては以上でございます。

齋藤副会長 どうも有難うございました。

それでは、次第の3、区民会議の最終報告に向けた検討課題についてですが、これもまず初めに、この資料29号の説明を事務局からお願いします。

久住幹事 それでは、本日お配りいたしました資料第29号、A3横長の資料でございます。この間、公募委員の方を中心といたしまして、それぞれいただきました意見に沿って、どのような形で検討をしていくのか、その方向性、それから代替案があれば代替案、それから基本となる考え方、これは代替案の説明になるような部分ですが、こちらについてご意見をいただくような形をとりました。資料27号の1から5ということで、皆様方のご意見をまとめたものをお配りしてあるんですが、それを中間のまとめの項目に沿いまして、2ページ以降ごらんいただければと思いますが、中間のまとめを左端に、それから検討の方向性につきまして真ん中に、それから修正案及び基本となる考え方の修正を一番右側に書いてございます。既に皆様方にお渡しいたしました資料をこのような形で項目ごとに整理、調整したものがこの資料29号となっております。

なお、この1ページにお戻りいただければと思いますが、いただいた意見の中で、全般的な検討が必要ではないかというご意見をいただいたところです。山田委員の方から、この全般についてということで、前回会議の検討を踏まえて全般について区民憲章の名称、それから協働・協治の考え方について、それから努力目標の表現について、やはり全般的に検討するべきでしょうというご意見をいただいております。

それから、全体を通して読み直して気になったことが何点かあるというご指摘を4点いただいております。一つは、地方分権における自治についての記載をどこかに記すべきではないかということ。それから、新公共経営、NPMという考え方に沿って今さまざまな自治体が経営を行っているんですが、この考え方とガバナンスの考え方、基本的に違う次元なんですが、小さな政府を目指すものとして、どこかにこの新公共経営、NPMの具体的な展開を想定した記述が必要なのではないかというご意見。さらに、いただいた区民の方からの意見についても、かなり多くご意見があった部分なんですが、各主体の取り扱い、いわゆる協働・協治の立場からすると、各主体は対等な立場に立って活動するというのが中間のまとめの基本的スタンスだったんですが、いろいろ議論があったところの中では、区民という個人ですね、区民と区が本当に対等な立場というふうに言い切れるのかどうか。さらには区が保証役ですとか調整役という形での役割を負う場合に、区民と区が対等な関係になるのかどうかというよう部分。それから、区民等としてまとめている部分があるんですが、区民個人と、それから各団体が対等な立場なのかどうかというのは、

もう一度ここで確認をしておくのではないかとのご意見をいただいております。

さらに、議会の記述については、現在の記述についても参考であっても十分な検討が必要であるうし、議会に対して余り過度に配慮する必要はないのではないかとのご提案をいただいております。

同じような形で、藤原委員、松本委員からも区議会の責務について、その他の意見について、全体を通した部分についてご意見をいただいている部分をまとめました。

資料1ページの右側に書いてある部分なのですが、2ページ以降、項目ごとにまとめた部分で、今全般について山田委員のご指摘に関連する部分を、再度こちらにも事務局の方でまとめてみました。協働・協治に関するその他委員の意見ということで、藤原委員、それから吉田委員、名方委員からこの部分についても関連でいただいておりますので、この部分について議論しやすいように、前のところに再度掲載をしております。

それから、もう一つ大きな論点になっております各主体の扱いについての、その他の委員の方からもいただいている部分がございますので、改めて項目ごとに整理した内容について、こちらの1ページのところに調整をさせていただきます。資料29号についてはこのような形でいただいた意見を、再度項目ごとに整理をして調整したものとなっております。29号については以上でございます。

斎藤副会長 どうも有難うございました。

それでは、前回に引き続きまして、その間に公募委員の方々を中心に出していただいた意見を踏まえて、この資料第29号をもとに、最終案の作成に向けて議論を進めていくことについては合意が既に得られているものと考えます。

そこで、この29号の内容につきまして、逐次ご意見をさらにいただきたいのですが、まず、個別の項目の前に、事務局からも説明がありましたように、全体についての方向性、これが1枚目でありまして、それぞれ山田委員から出していただいた、全体に関するご意見、それから区議会の関係についての藤原委員の意見、それから松本委員の意見がございまして、それに対応するものが右側にありますので、まずこのページにつきましてご意見をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

ただ、全体として議論しやすいというか、比較的単純にまとまるものならまとまるもので進めたいと思います。

まず名称について、山田委員の方から1ページ目の左上で、自治基本条例の方が実態をあらわしているというご意見がございますし、こちらは藤原委員も2ページ目の右側の基本となる考え方の修正で、章という名称だと、全部を含んでいるような意味にとらえられかねないので、その名称変更とともに手続法的性格を明確にすると。手続法的性格というのは内容にかかわる話ですが、少なくともその名称変更というところでは共通のご意見かと思っております。そのほか、たしか区

民憲章ではなくて、文京区自治基本条例の方がよろしいかという意見も、今までの会議でたしか逐次出されていたかと思いますが、いかがでしょうか。

名方委員 私は区民憲章がいいのではないかと。根本的な議論をすると、ここにもいろいろ、蒸し返すので余り言いませんが、一つだけ言えば、本来もちろん区民とそういう区が対等であるかとかいろいろな議論が出るときに、じゃあ区民が要するに選挙で選んだ議員の方、区議会、きょうも区議会の方がいらしているかもしれません。その方々が本来、その方々も一緒に参加をしてつくるのか、そういう一つの筋はあるのかなと思うけども、このことは議論しませんでしたけれども、そうすると、じゃあ条例みたいな形にすれば、基本的にはこれを我々は区長に答申して区長がやるときに、実際は区議会の方でまた議論をするわけですよ。なぜ区民憲章かという、やはりそうしたときに、憲章というのは言葉の問題だけではなくて、やはり区の憲法のような響きというのが非常にあると思うし、そういう意味で憲法なんだよという形で、それを一つ答申しましたよという形の方が、僕はいいなと思うんです。どうしてかという、やはり何か条例なりいろいろなものが決まって自治体が動くわけですけど、そこで一地域のNPO団体からすれば、今回の主体については明快にうたってあるし、何か問題があったときに、やはり憲章という形できちっと、文京区のいわゆる全体の、日本の憲法とは違いますが、いろいろな意味での活動をするときの指針になるような憲章なんだという言い方をしていただくと、それに基づいている活動ができるかなというふうに思いますので、そういう意味で、条例よりもむしろ憲章という、高らかにうたっていただいた方が、私はいいなということで一言申し上げます。

斎藤副会長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、佐藤委員。

佐藤委員 今回、私は意見を出さなかったんですが、中間のまとめのときに意見を提出してまして、そのときにこの名称の問題について触れています。

基本的には三つ案があるのではないかという意見で、一つは山田委員と同じ自治基本条例という名称、もう一つは区民憲章条例、もう一つは、手続法的な側面を強調しようということで、例えば協働参画基本条例というものがあるのではないかと。それぞれについてメリット、デメリットがあるというふうにまとめたんですけども、今の段階での私の意見としては、名方委員の意見に近いものがあります。やはり最高法規性というものをある程度明確にした方がいいのではないかと。いろいろなメリット、デメリットがあると思いますが、「区民憲章」を超える案がなかなかない。ただ、最終的に条例案にするということは、結局、「区民憲章条例」というような、「条例」という名称は避けられないのかなとも思います。ちょっとその辺は事務局の意見も聞きたいと思います。

斎藤副会長 今の佐藤委員のご質問を言いかえますと、区民憲章という名前をここで選んだとしても、実際今までつくられている条例は、恐らくことごとく条例という名前が下についている

はずなんです。だから区民憲章条例という形になってしまうのではないかということです。条例という名前をつけない条例が可能かどうか、今まで他の自治体でもそういう例があったのか。これは事務局の方でお調べいただくというようなことになるかと思えます。

宮下委員 前例はないと思います。

例えば議案として出すことはあり得ますね。平和宣言であるとか、そういうものはあるんですが、中身は条例の形式をとっていながら条例という名称がついていないというのはないかなとは思えます。

したがって、私の、今度は意見になるんですけども、意見とすれば、結論から言うと、私は自治基本条例が一番落ちつくかなと思っています。区民憲章といいますと、最高法規性はあるかもしれないんですが、イメージとして一体何を規定したのかよくわからないところがあるかなと思います。ですから、やはり自治とか、その基本とかというような言葉があった方が、むしろその規定した中身のある程度あらわしている名称になるのではないかなと。なおかつ条例という形式で出すわけですから、条例という言葉をつけるとしたら、そもそも憲章条例という言い方が成り立つかどうかというのちょっと議論の余地はあるかなというふうにも思っていますので、そういう意味では、名称としては自治基本条例が一番落ちつくのではないかなというのは、これは委員としての意見です。先ほどは事務局としての説明です。

斎藤副会長 どうぞ、名方委員。

名方委員 二つ申し上げたいのは、一つは前例がないからやらないんだというのは全く意味がないのではないかというのが一つです。前例がないから逆にやってもいいのではないかという意見もある。

それからもう一つは、それでは、この1年間、区民憲章という形で我々もきて、区民憲章を考える区民会議ということでちゃんと区長から委託を受けてやったのは、どうして、もしそうであるならば、なぜこの間、区民憲章という言い方をされていたのか、逆にその質問をしたいなと思うんですけど、それはいかがですか。

久住幹事 この区民憲章そのもののスタートが、基本構想審議会答申、草色の答申の終わりの中で、名称についてはいろいろあるよというような形になっていたんですが、その話の中で区長の方が区民憲章というような形で制定をしていきたいという方針を出しましたので、事務局としては区民憲章ということですとずっと研究を進めてきました。ただ、山田委員がおっしゃるように、内容的には全国で制定をされている自治基本条例に近いものになっているものですから、1年間検討してまいりました青い冊子の中にも、括弧をつけて区民憲章（自治基本条例）という形で、今後その研究会の段階では、名称については今後このような形で議論が出てくるだろうというような、事務局としても想定をしておりましたので、そういうような形で進めてまいったと、そんな形になっております。

齋藤副会長 最終段階になって名称と、条例という形式との整合性についても議論が進んだということではないかと思えます。ただ、条例という形で定めるといのは、これは間違いのない話で、その名前で区民憲章、条例という名前をつけないもの、それから区民憲章条例という名前をつけるもの、それから自治基本条例というものと、選択肢があるわけですね。幾つかご議論いただきましたが、ほかにいかがでしょうか。

山田委員、どうぞ。

山田委員 まず、タイトルというの、中身をあらわすべきだろうというのが基本中の基本かなと思ってまして、今回のこの中身というの、あくまでも自治のあり方を書いていて、憲法みたいにオールマイティじゃないんです。憲法はすべての分野を割と網羅して、最高法規性を持って、法律に対しての上位だという構造があるわけです。

今回のこれというの、そんなに行政の中の、行政の中で言えばある部分結構な割合を占めるかもしれませんがけれども、我々の生活すべてを、地域生活を規定していくような話ではなくて、あくまでも自治の部分についての最高法規性なんだろうというふうなところで、ですから通常法律に対しての憲法というのと、今回で言うとほかの条例に対しての憲章というか、ちょっと違うタイトルで上に乗っけるといことは、若干無理があるのかなというふうな。多分、これは勝手に思っていたんですが、憲章という言葉で条例化はできないだろうと思ってたんで、もし上位概念だと言ったら、もう議会でただ議決するとかいう形の、俗に言う憲章になってしまう。そうすると、縛りがないという部分はあって、縛りをつけていく中での枠組みと言うと、やはり条例の一応ポジションの中で整理していくことになるのかなと。その中で分野の性格、中身をちゃんとあらわしているということと言うと、自治基本条例、自治基本条例というのは実は全国で使っているんで、そんなにユニークネスじゃなくて、全然一般的でおもしろくないという思いは片方ではあるんですけども、それでもなお、やはりここで正確にこれをあらわす言葉というのは、自治基本条例なのかなというふうに思っています。ですから、最後これを出してきたつもりはなくて、割と議論の最初の段階から、私は自治基本条例の方が一応合うんじゃないかなという事は発言してきたかなと思えます。

齋藤副会長 書面で意見を提出された藤原委員はいかがですか。

藤原委員 私も当初から、区民憲章は私たちの中では1年近く話し合ってきたからイメージはつかめていても、ほかの一般の区民の人には全くなんだかわからないだろうというのもありますし、やはり本当に、山田委員のおっしゃったとおりに、自治基本条例の方がふさわしいと思っていました。

齋藤副会長 どうも有難うございました。名方委員どうぞ。

名方委員 私は、あえて全くストレートに区民憲章ということですと話を聞いて、最初はまさに区民憲章って何ですかという疑問をずっと持っていたんです。でもずっとやっているうちに、

ガバナンスもそうですけど、要するにわからない。実態の問題を言うとわからないから変えましょうということで協働・協治としたいきさつもありますけど、では区民憲章という形と、それからいわゆる自治条例にしたときに、じゃあ実際どっちが一般的に理解できるのかと言えば、憲章の方がはるかに、僕は、言葉だけです、内容的な手続の問題は別にしてもいいんじゃないかと。もう一つさっきの議論になりますけど、せっかく文京区が全国に先駆けて、もしくはある程度先例的にやるなら、ネーミングは非常に重要だろうということがあるので、ぜひ条例についても憲章という言葉はどこかに入れた方がよろしいんじゃないかというのが、言葉だけの響きと、それから今後のことを考えたときに、区民の人たちに影響、それから実際活動をいろいろされている方が何か受け取るときの検証という意味づけをしたときに、僕はそちらの方がよろしいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

齋藤副会長 ほかにご意見いかがですか。

松本委員どうぞ。

松本委員 これはまた、きょう決めるとしたらこれだけで終わっちゃいそうな気配ができて、皆さんもまだまだお話ししたいことはいっぱいあるかなと思うんです。きょう、あと何と何をやるか、これについてはじゃあ次回までもう一回とか何かありますでしょうか。

ついでに、私は今個人的に言わせていただきますと、私は区民憲章と言われて区民憲章とは何だろうと、インターネットでほかの県などのをいろいろ見てこういうものだと思って入ったんです。そうしたら、実際にはやはり自治基本条例ですか、そういう内容のお話だったので、何か私自身は拍子抜けしたという状況でした。今、区民は区民憲章というのを今までプリントいただいていて、区民憲章というイメージでこの会議を見ていると思うんです。そのときに、自治基本条例と出たときに、何か私と同じ感覚にならないかというのが少しあったんです。ですから、結論といたしますと、私としては、へんなのかもしれないんですが、もう最初から自治基本条例と括弧してあるんですよね。だからこのまま「文の京」区民憲章、括弧して「自治基本条例」という、並列みたいなのはどうでしょうかというのがとりあえずの意見です。この件はここで決められないんじゃないかなというのが感想です。

齋藤副会長 括弧つきの条例というのがあり得るかどうかですね。別に先例がなくてもやってもいいというのはあるかもしれませんが、わかりやすさがどうでしょうか。それと、今回の進め方としては、全体に関するこの間のご意見、これが1枚目に集約されておりますので、ここについてはある程度議論していただいて、合意ができる、あるいは共通理解ができる部分については確定させていく。そのあとに個別の項目に進んではと考えておりました。その中で名称については、どちらかということと自治基本条例という形で収斂してきたのかなと思っておりましたが、そうでもないということが明らかになりました。

ただ、最終的な報告書でどちらかの名称を選ぶか、それともまた議会での議論や、区長がお考



えになる際の考慮要素を挙げて、両方書いておくか、両方手はあると思いますので、きょうのところは名称についてはこのあたりにしたいと思います。ただ、考慮要素としては、これはきちんと挙げておく必要があると思います。

一つには、自治基本条例という名前のメリット、それは言いかえれば区民憲章という名前のデメリットとしては、山田委員がおっしゃったように、区にかかわること全体をカバーしているわけではない。その意味で、国の憲法と同じと言えるかどうか。

それからもう一つは、ほかにも指摘がありましたように、今までの、70年代、80年代の、いわゆる条例という形になっていない区民憲章ですね。平和宣言のような町の駅前に出ているような、非常に抽象的な政策宣言、あれと混同される、あるいはちょっと旧来型の考え方ではないかというのがある。逆に、区民憲章という名前を選ぶメリットとしては、せっかく文京区で協働的な考え方で、今までの自治体がおやりになっている自治基本条例とは違った内容を盛り込んでいるんだから、名前をあらわすものとして憲章という言葉を入れてはどうかという考え方があるということでございます。

そこで、また1枚目の方に戻っていただいて、どこが難なく収斂できるか、全体に関する意見で、上から見ていきますと、2番目の協働・協治についてはいろいろご意見があると思いますので、山田委員のご意見の3番目ですね。努力目標の表現のうち、区や執行機関を対象とするもの。何々に努めるものとするという中で、もちろんそれは区民とかNPOが主語になっているものについては、これは強力な義務づけができるのかどうか、むしろ努力義務の方がいいんじゃないかというご意見もありましたし、それは中間まとめでも書いてありますから、ここはまだ議論があるところだと思います。しかし、そうではなくてこの建物、区役所を対象にしているものについては、努力義務という形で引くのではなくて、最終報告書までは何々しますとか、何々するものとするという規定で考えてはどうかというのが山田委員のご提案ですが、この点についてはいかがですか。

伊藤委員 努めますと書いた場合と、何々しますと書いた場合の区民の受ける印象の違いというのは、どんな内容になるんでしょうかね。

斎藤副会長 「努めます」の場合と「します」の場合で、区民の受けとめ方。それは、私に対してというよりは、皆さんのご意見はいかがでしょう。

山田委員 多分、我々はそんなに意識していなかったのかもしれないんですけども、いろいろな区民の方々の指摘というのは、これをずっと見ると、行政のところだけ努めますになっているんです。ほかはみんなただ「します」なんです。ちょっとこれは、副委員長さんの指摘とちょっと違うんですけど、実態は。それで区だけ逃げているなど。つまりそういうふうに見えるので、そうであれば、ただしそれは森田先生が、絶対できますとここでははっきり言い切ることできないから、執行機関の部分は努めますぐらいが、基本的には条例化するときには、そういうふ

うな設定をするのが、ある意味では一般的ではないかという中でそうなっているんですが、はたから見ると、やはり区だけ何か努力で逃げちゃうのかと。自分たちには義務的に言い切りをしているというところがあるので、そうであれば、少なくとも我々の報告のレベルでは、きっちり同じレベルで、何のそこら辺のさじ加減もせずに、同じようなトーンで整理した方がいいんじゃないのかなというのがその趣旨なんです。多分区民の方はそういうふうに見られるんじゃないかな。

齋藤副会長 いかがでしょうか。

どうぞ、宮下委員。

宮下委員 基本的な考え方としてはそれでもいいんですけど、個別のこの条文といたしますか、見ていきますと、ここではちょっと言い切りは厳しいかなというの中にはあるんです。ですから、単純にこう言い切ってしまう危険性はあるかなとは思っています。だから、やはり個別に判断していかないとどうかなというのがあります。

齋藤副会長 ほかにいかがですか。

どうぞ、名方委員。

名方委員 質問なんですけど、何々しますと言ったときに、しなかったらどうなるんですかという。ちょっとその辺の議論は前に出たと思うんですけど、実態的にどうなのかという。

宮下委員 しなかったら条例違反でしょう。

名方委員 条例違反になるわけですね。

宮下委員 条例違反になったからといって別に懲罰があるわけじゃないんですけど、例えば執行機関が条例違反をしたと言われた場合は政治的な責任はあります。

名方委員 責任がある。ということはかなり意味がありますね、しますというのは。

では、しますにしましょう。

山田委員 ですから、最後条例化するときはその辺も含めてチェックするのが次の段階だと思うんで、報告のレベルならいいんじゃないかという。

宮下委員 やはり、報告は、受けとる側は重い意味があると思っています。やはり時間をかけて皆さんが検討したものですから、そう軽々に変えるべきじゃないだろう。特に「します」ということを「努めます」に変えるということは、思想というか、中身を変えているぐらいの意味があると思います。したがって、区民会議でこれは「します」の方が適当ですという判断をされた場合に、それを「努めます」に直すというのは、執行機関側としては、相当勇気のいることだろうとは思いますが。その辺を配慮していただければ大変ありがたいなと思います。

山田委員 そうであれば、特にこれは自治基本条例で、お互いにパートナーシップを組んで、お互いの役割と責任を全うしていこうというのが全体のトーンですね。その中で片方がすごくリアルで、そこで何か現実をとらえたらどうだということで、若干トーンを、そこだけさじ加減するのか、一応基本的には、実は区民も義務的になっているけれども、これは半分努める部分です

よね。そういうことで言うと、何か異様に執行機関の部分だけ、そこら辺の、後々の言質の問題でトーンを変えるとというのはどうかと思っていますが、いかがでしょうか。

宮下委員 その考え方は私もそうだと思います。おっしゃるとおりだと思います。ただ、現実には、個々に見ていくと、ちょっと本当に大丈夫かというのは、中には一つ、二つ出てくる可能性はあるんですね。だからそれを一律にやるのはどうかという意見です。基本的な考え方としてはおっしゃるとおりだと思います。

山田委員 例えば区民が頑張るよというの、これは本当かいなという感じですよ。それを比べると執行機関も同じ、お互いに頑張らなくちゃいけないということをそれぞれ宣言して。

宮下委員 先ほど申し上げましたように、区民が頑張るよと決めたとしても、仮に頑張らなかつたとしても、実質的には何の影響もないんです。でも、執行機関は影響がある。そういう立場であるということだけはぜひご理解をいただきたいなと思います。

齋藤副会長 よろしいですか。既に中間のまとめの段階でかなり「します」で統一された部分もありますが、なお「努めます」で残っている部分があって、そこはそこまで全体として考えて、「努めます」に落とした部分もあるんです。ただ、ここからの選択肢としては、さらに再度個別に検討して、どっちに振り分けるかを詰めるというのが一つと、山田委員のおっしゃるように、一般的に区民の側でのスタンスと、区民の側の書きぶり、区なり執行部の側の書きぶりを同じようにするという観点からも「します」の方で統一するという考え方が一つで、その場合には、区民会議は提案したけれども、どうしてもできませんと、「努めます」というので執行部の方でお考えになるのであれば、その理由をきちんと区民に対して説明する義務が生じる。恐らくその条例案、実務的な条例案を提示するときに、ここは区民会議では「します」になっていますけれども、これこれこういう理由で「努めます」に、多少義務を低く軽減しました。それはなぜですかと。どうしてもできませんというのをきちんと提示する必要があるということになるかと思っています。どうぞ。名方委員。

名方委員 何度もすみません。今回については、今までとは全く違うんだという前提に立って、区民であろうが、区の何かに参画している人たちはすべて義務とは言わないまでも、レスポンスビリティと、それからライトを明確にしていこうと。だから自分たちも何かやると。そのかわり権利も要求しますよということを前提にずっと議論してきたんです。それが本当のガバナンスというか、協働・協治であろうということで、それは我々自身もやらなきゃいけないなと。確かに条例的に、法律的に、そういう意味では、執行機関としては、何か問われるということはありませんけれども、考え方としてはずっとそれでした。そういう意味では、もちろん最終的にそれをどうご判断されるかは別にしても、コンセプトとしては、我々もやるんだよということを強く訴えたいなということはありません。ですからそういう意味では、我々もやるし、一緒にチェックしていきましょうよという意味では、その趣旨を通すならば、ぜひ「します」という形にご英

断をしていただいてもいいんじゃないかなと思いますけど、いかがでしょう。

齋藤副会長 伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 ちょっと具体的な事例でちょっとお話しますが、資料第29号の9ページ、第3節に各主体の意思の表明というのがありますね。その7-3-1と7-3-2と7-3-3を、これを比べて見ていただきますと、7-3-1は、区は何々するように努めます。7-3-2は、区は何々しなければなりません。義務づけですね。7-3-3は定めると書いてあるから、それはそれなりに整理されていると理解してはいけないんですか。

だから必ずしも区の方は、努めますという形で統一しているわけでもないような気もするんですが。

久住幹事 そういう意味では、7章の8ページのところが、「努めます」というのが続いた部分があるんですね。多分その部分かなと思いますので、情報公開のあたりですが、協働・協治の7章ところは、対等な関係というような部分を含めて、「努めます」という表現が若干続いた印象があるのかなというふうに思っています。ただ、伊藤委員がおっしゃるように、後ろの方についてはかなり「します」ですとか、「ならない」というような形のものも入れてはあるんですが、7章の1節とか2節のあたりでは、ちょっと弱い表現として受け取られてしまう部分があったのではないかなという印象は持っております。

伊藤委員 だとすると、やはり各条文ごとに1回チェックを入れておいた方がいいのかなという気がするんですけど、いかがですか。

齋藤副会長 再度区及び執行部に対する義務なり責務規定について、個々に、「努めます」とそうでない表現について、再度見直すといえますか、もう一度再チェックするということですか。

伊藤委員 非常に大事なことだと思いますから、やった方がいいような気がしますけれども。私の意見です。

齋藤副会長 ほかの委員の方々はいかがでしょうか。

山田委員 ぱっと今、指摘の部分を見ると、逆にどうなのかなと思っちゃったのは、公表しなければなりませんとか、ここだけ逆に強いんです。それもおかしい話だなと、今逆に思いました。つまり、トーンはそれほどその義務の程度とかというのは、もう少し具体的な話になってから強弱を決めていってもいいのかなと。ここでは少なくとも、イコールパートナーという、お互いに権利と義務を持って、ともにやるべきことはこれですよというのを出したというところで、変にその強弱というのは、強過ぎてもおかしいし、弱過ぎてもどうかなという感じはするんですけど、いかがでしょうか。

齋藤副会長 ただ、要するに協働、あるいは対等、パートナーという関係では確かにそういうふうにするというのはあるかもしれませんが、区が従来からやっている、中心になってやっているような政策決定とか、そういうところでは区の方が何々しなきゃならないというのがある

はずですね。住民自治なり参加を強める。その意味で、例えば7 - 3 - 2の区民からの意見の聴取、パブリックコメントなどをする場合に、7 - 3 - 2で公表しなければならない。これは平場で対等でやっているというよりは、区自体の政策決定なんだから、この場合は義務づけというのをこの段階で出しておくという手もあるとは思いますが。

山田委員 それは、最後全部そのトーンをどうすべきであると、これは今までやってきたとか、そのかたさが違うという部分は、情報公開とかいったものもそうだし、住民投票をどう扱うかというのは、微妙に、最後調整することにはなるのかなと。この段階で、ここで決めつけることはできないし、そこまで精査するならちゃんと精査すべき話なんだろうと思うんですが、そこまでの議論のレベルが、ほかの項目もそうですけども、相当これは粗いですよ。全体的に。だと思っていて、そうであればここだけ何か細かく、あとの言質を考えてヘッジをかけるみたいな話は、バランス的にどうかなと思うんですけど。

斎藤副会長 そういたしますと、個別に「努める」とか、「します」というのを、再度この中間まとめを踏まえつつ、整理をできるだけやっていくという方向ですね。

では、そういう方向で検討するというにしたいと思います。

次に、さらに一筋縄ではいかないことに踏み込んでくるわけですが、協働・協治という言葉ですね。これを使うこと自体、少なくともガバナンスという言葉にかえて、この協働・協治というのを使うということについては前回の全体会議までに合意ができています。パブリックコメントを経てなおできていると思うんですが、その全体の項目の中での使い方についていろいろな意見を既に出していただいていると、そういうことになります。

山田委員のご意見は、左側の上から2つ目、 のところで、この言葉を使うという判断に立つならば、2章までは使用してもいいんじゃないかという考え方なわけですね。藤原委員のお考えは、右側の2 - 1 - 2のところですね。協治の方がなじみがないので、それを使うのであれば、2 - 1 - 2の項目のところでは、そういう豊かな地域社会や区民の利益のためという条件をきちんと書くということになります。

この点はいかがでしょうか。

藤原委員 この意見を出すときに大変迷ったんですけども、目的のところに協働・協治というのを入れているのかどうかというのを非常に迷って1案、2案というふうにしたんですけども、せめて定義の前にはやはり使わない、びっくりさせてしまうというがあるので、定義の前には使うのをやめた方がいいんじゃないかと思ったのでこのように書きました。

斎藤副会長 そこはいかがでしょうか。定義の前にももちろん前文、それから目的のところで協働・協治というのが出てきて、それから定義がありますので、びっくりさせてしまうというかわかりにくいということでしょうか。

宮下委員 仮に条例の形式をとることを前提にしてお話しすると、今のご意見を言うためには

前文の前に入れなきゃいけないなくなっちゃいます。だから、そこら辺は割り切って考えていかざるを得ないのではないかなという気がします。

藤原委員 定義を前文の前に入れちゃうということですか。

宮下委員 それだと条文にならなくなっちゃいますよね。前文というのは条文の前に入るものです。その前文にはやはり協働・協治ということは一種のキーワードですから、使わざるを得ないでしょう。

藤原委員 前文のことを言っているんじゃないくて、目的のところですよ。

宮下委員 同じですよ、趣旨からいけば。前文に入っていますから。

藤原委員 そうですね。

宮下委員 だとしたら、そこは割り切って、いずれにしても後ろできちんと定義しているんだからという方が、私は、技術的にもすっきりするんじゃないかなと。

藤原委員 なるほどね。

斎藤副会長 ほかにいかがでしょうか。

要は前文の中でも、ある程度はこういう考え方を協働・協治だということで説明はしているわけですが、ただそれとは別に、条例の中で協働・協治と本文の方で使われる場合には、法的にこういう意味だというのをきちんと定義するというのは当然必要なことであります。その上で、定義規定より前の目的のところでは協働・協治が出てきてもいいかどうかということですけども、いかがでしょうか。

名方委員 別の視点から言わせていただくと、私はガバナンスでも全然いいと思ったんですけど、ただガバナンスは英語だからわかりにくいからということで、それにかわる言葉として協働・協治の方がよりいいだろうということで、別にベストではないんです。一たん決めた以上は協働・協治でいくべきだと。というのは、もともとガバナンスであろうが協働・協治であろうが、ほとんど普及していないと、これからそれを普及させようと、理解させようという、啓蒙して、納得していただくという段階だと思うんです。普通の区民から見たら。そういう意味では、よく言われるんですけど、納得するまでには、大体2、3回言ったってだめなんで、400回ぐらい同じことを言わなきゃいけないというのはよく言われるんですけど、そういう意味では、何度もこれでもかこれでもかぐらい言ってもいいわけで、協働・協治というのが変な言葉じゃなくて、一つの慣用句として使われるぐらいまでに徹底して言ってもいいんじゃないかという、そういう条例という意見じゃないですけど、納得すると、周知させるための一つの手法として、明確に言うべきじゃないかということはあると思います。

斎藤副会長 どうも有難うございました。宮下委員、どうぞ。

宮下委員 目的の第1条の条文から協働・協治を取ることに関しては特に異論はないです。取っても文章としては、目的の意味はちゃんと伝えているかなとは思いますが。ただ、前文からは絶

対外せないなとは思っているんですけど。

それから、ついでに意見を言わせていただくと、私はこのなるべく協働・協治という言葉は何回も使わない方がいいだろうとは思っています。キーワードで、なるべく必要最小限にとどめておいた方がいいのではないかなというふうに思っています。そういう意味では、前文と協働・協治の規定のところですね。第1節の2 - 1 - 1ぐらいのところ、あとはそんなに使わなくても、条文としては意味はずっと通じるのではないかなというふうに、率直には思っております。

齋藤副会長 どうも有難うございました。

3章以下では、その協働・協治の言い換えをたくさん使わない方がよいというので、山田委員のご意見も同じだと思いますが、そうするとタイトルとかも、協働・協治の推進とかいうのも振りかえるということになるんですか。山田委員。ちょっと補足的にお伺いしたいんですが。例えば7章の協働・協治の推進の部分とかはどうなるんでしょうか。

山田委員 すみません。私がちょっと書きぶりが間違っ、ちょっといろいろな解釈を生んでいる感じがしているんですが、この に書いているスタンスは、一応協働・協治というのは、とにかく使おうと前回決心しましたので、どんどん使えばいいとは思っているんです。私は逆に。それに対して26号の前の事務局さんの方の資料が、協働・協治は1章で終わって、あとはなるべく出てくるものを消そう消そう消そう消そうという形で、それは今部長さんがおっしゃられた観点なのかなという感じがするんですが、そこまで意識して一生懸命消さなくても、その前の、26号以前の中間報告で書いているぐらいの協働・協治の出ぐあいであればそのままでもいいのではないかなというのが私の指摘です。ですから、無理して消すことはなくて、中間報告にあるぐらいの露出度であれば自然体ですし、まして第7章で、たしか第7章が協働・協治ですよね。章のタイトルが。そうですね、協働・協治の推進で、これをまた何か一生懸命言い換えをしなくてもいいのかなと。ですからせっかくこれをアピールするというふうに決心したならばもうそれは出るところは出ていくんだという形でいいと。つまり中間報告の表現ぐらいでどうでしょうというのがこの趣旨です。

齋藤副会長 名方委員のご意見もそういう、基本的な中核としてこうやって議論してきているわけですから、普及に努めるという意味でも使っていくという。山田委員のご意見も、3章から後削れというのではなくて、無理やり削ろうとするのはおかしいというご意見だということがはっきりしましたので、もちろん、なお冗長であるというような部分は、無理のない範囲で削ったりするという作業を行って、基本的には中間まとめの使い方ではないかと思えます。

では、ここはそれでよろしいでしょうか。

どうぞ、菅沼委員。

菅沼委員 今まで区民に対する説明会も何回か行ってきていますよね。そのときに協働・協治ということ、ずばっとわかる人がいましたかな。基本的な問題なんですけど。

久住幹事 やはり聞きなれない言葉、それはもうこの場で初めて使ったような部分がありますので、なかなか協働・協治という言葉そのもので内容を御理解いただくのは難しかった部分もあるのかなと思います。ただ、いろいろな団体に逆にご説明に伺ったときに、協働・協治というのは、さまざまな団体の皆さんと一緒に地域をつくっていきましょうというお話をすると、それも昔からやっているし、考え方はわかるよというようなご指摘はいただきました。ただ、言葉としての難しさというんですか、耳なれなさというのはご指摘が何点がありました。内容的にはそうだねというようなご指摘もいただいているところです。

菅沼委員 ここだけの形でやったんでは、区民のための憲章問題を考える訳ですから、区民の皆さんが理解しやすいような形に持っていかないと、幾ら説明会をやってもみんなそっぽを向いちゃいますよ。だからそういう点を踏まえて、区民の皆さん方に、100%わかるようなこととは難しいとしても、60から70%近く理解して、すらすらと入ってもらえる。皆さんに協力していただかなくてはならない問題ですから。こうしろ、ああしろと言うんじゃなくて、こういう形で文京区、「文の京」がよくなっていくんですよ。そのためには協力してくださいというような優しい形で説明ができるようなものを望んでいますけど。だから学問的なものも必要でしょう。だけど、区民のためのものをつくるのだから、区民にわかりやすいようにひとつお願いしたいと思うんです。

斎藤副会長 どうも。有難うございました

藤原委員、どうぞ。

藤原委員 私も、説明会を2回とか、あとパブリックコメントを読んでいまして、非常に区民からの不信感が強いのにちょっとびっくりしたと同時に、やはり余り期待過剰になって、こちらの無邪気というか、すごい将来に対する期待はあるんですけども、余りそれが先行すると金科玉条のように協治という言葉を持っていくのは余り賛成じゃなくて、やはりそういう新しい言葉をきちんと普及させたいければ、それなりの例えば協働・協治の前に、ここにも書いたんですけど参画というものを持ってくるとか、あと区民の、さっきも読んでいただいたんですけど、きちんと条件をつけるとか、そういうことで押さえていかないと理解が得られないかなというふうに思いました。

斎藤副会長 たしかに私も区民説明会に出させていただきまして、ガバナンスという言葉はいわんやなんですが、協働・協治についてもなかなか理解を即座に得られるものではないというのは重々承知しております。そこで、その場でも、具体的にでは協働・協治ということの、協働・協治のもとで何ができるのか。実際に何をやろうとしているのかもっと広報などをしていくこと、これは条例をつくるということと並行して非常に重要だということは指摘を何度もしているところでございます。

それからもう一つは、やはり協働・協治というのは条例だけを読んでも、ある程度は理解いた



だけのように、前文であるとかあるいは定義、それからそのほかとの条文の関係というふうに、今藤原委員の方からも指摘がありましたところで、もう少しわかりやすく説明する努力は、最終案に向けてなおする必要があるかと思えます。ですから、前文につきましても、協働・協治ということ、前文においては法的な定義よりももう少しやわらかく書いてもいいわけですから、協働・協治という言葉、もう少し説明を丁寧にするということもあり得るかなとは考えます。

なお、この点について何かございますでしょうか。名方委員。

名方委員 いま菅沼委員の意見を、ここで今そって考えて、逆に、区民にわかりやすい、理解してもらうためなら逆に、ガバナンスということ、これを前面に出すのも一つなんです。というのは、「ガバナンスって何ですか」とってみんな言うじゃないですか。そうすると、ガバナンスというのはこういうことだよという説明がありますね。協働・協治という漢語の表現であると、それで皆さんそれなりに理解しますよね。協働とか協治とか。逆に言えば、それはだから逆にPRというんですか、どういうふうに言葉を普及させていくかという視点もなきにしもあらず。ただ、今までの議論は、ガバナンスよりは協働・協治の方がよりわかりやすくしたほうがいい議論なんです。じゃあそれ以上の言葉があればそれにすればいいんじゃないかというようなところなんです。それがなかなかないというところで知恵が出ないというところじゃないかと。漢語じゃなくて、大和言葉みたいにすればいいのかと思うんですけど、それがもしあればそれに従ってもいいと思えますけれども。

斎藤副会長 ほかに何かございますか。

菅沼委員、どうぞ。

菅沼委員 協働・協治を入れても結構なんですけど、それに括弧して、協力して皆さんやっているかというような優しい文句を入れておけば、ああそうなのかというふうに分かってくれると思うんです。そういう心遣いが必要じゃないかなということなんです。

斎藤副会長 片仮名言葉については、それをきっかけに普及させるという手もありますけど、逆に片仮名だというだけで拒否感を持つ方もいらっしゃいますから、それはその両方の観点から、定義のところであるとか前文において、もう少しわかりやすく協働・協治の説明を工夫する方向で考え必要があると思えます。

ほかに何かございますか。

それでは、協働・協治という名称、それからその使い方については今までの議論を踏まえながら、最終案に向けてさらに詰めていくということにいたしたいと思えます。

それから、全体について山田委員からご意見をいただいていますので、そのほかの委員の方々からのご意見ともかかわりますので、全体にかかわることについて進めていきたいと思えます。真ん中の 地方分権における自治、分権改革後の自治体の役割ということについても触れておくべきじゃないかということですが、これは具体的には前文でということですか。

この点については何かございますか。第一次分権改革で、かなり自治体の方に自由度が増して、なおかつ責任もきている、それは私の非常に単純化した言い方ですが、そういった第一次分権改革後の状況、これは後戻りすることはあり得ないので、それを前文に盛り込んでもいいのではないかとありますが、  
どうぞ。 宮下委員。

宮下委員 趣旨はよくわかります。例えば我々がなぜこういう条例をつくるんですかというような説明をしたときまず使うのはこういうことです。12年以降地方分権一括法施行され、自治体の権能が強化されたということです。ただ前文で書いてあるこの文体といいですか、これには余り地方分権一括法とかそういうことは、概念が余りなじまないのではないかな。なるべく優しい言葉で、みんなが日常使っている言葉でなるべくあらわした方がいいのではないかなという気がしますので、あえてその説明はなくても、私はいいのではないかなとは思っております。

斎藤副会長 もう少し、どう言うんですか、社会環境の変化とかそういう一般的な言葉で書かれているわけですが、山田委員どうぞ。

山田委員 平成12年の4月1日がどうのこうのとかというのを書く必要は全然ないと思うんですが、こういった流れの背景に、今、割と上から物を決めてきて、例えば行政のシステムを国から地方にという構造が必ずしも市民の豊かさを実現できなかったねと。実現するためにはやはり主体的に動いていくということは重要になってきて、国と地方の関係も変わってきたし、市民と行政との関係も変えていくんだという文脈の中でそういった話というのはあるのかなということで、表現はずっとやわらかくなるのかなと思うんですけど、そこら辺の流れがこの中に入ってもいいのかなというのは私の指摘です。法律がどうのこうのとというのは一切要らないと思います。

斎藤副会長 いかがでしょうか。分権一括法がどうしたという話がいきなり前文に出てくると、それこそ区民の方々は何のことだと思うかもしれませんが、近年の分権とか自治の強化の観点とこのを入れられるかどうかということですが。

宮下委員 議論を複雑にしちゃって申しわけないんですけど、東京23区である文京区は特別区なんです。東京都の認識というのは相変わらず特別区を内部団体みたいな扱いをしているんです。要するに、一般市とはやはり違うところはあるんです。

山田委員 東京は変わりましたよね。

宮下委員 相変わらず特別地方公共団体です。

山田委員 変わっていませんでしたっけ。

宮下委員 変わってないんです。当然地方交付税の不交付団体。それは東京都の枠の中に入っているからなんです。

山田委員 そこは今の流れとぜんぜん違う次元なんで、意識しなくてもいいんじゃないかと。あくまで総論。

名方委員　そういう議論したじゃないですか、だから。ひょっとしたら一緒になっちゃうかもしれないという話を最初に僕が提案してきた。それでどういう意味なんですかという話をしたんだけど。

斎藤副会長　ただ、今の提案は普通地方公共団体には、相変わらずなっていないんですが、ただ、分権改革に先行する改正で、特別区、特別地方公共団体の中で、基礎的な地方公共団体、基礎的な自治体ということは入ったので、純然たる内部団体ではなくなってきていますし、第一次分権改革と特別区は無縁だということ絶対言えないですね。分権改革で権限なり強化の対象には特別区もなっているはずなんで、そこはちょっと押さえておく必要はあると思います。

90年代以降の分権の潮流というのを一つ入れられるかどうか、検討という方向で、いかがですか。

それでは、次に進みたいと思いますが、NPMの扱い。これは何度かこの全体会でも議論に出ているところで、協働・協治のあり方と並んで、区の、区役所の行政のあり方について、NPM（ニュー・パブリック・マネジメント）、新公共経営的なものについてもう少し、正面から位置づけた方がというのが、これは山田委員のずっとご意見でもありますけれども、それが再度ここに出てきているわけですが、この点はいかがでしょうか。

これは前の議論を思い起こしますと、行政改革なりニュー・パブリック・マネジメントという、言葉なり、やり方が、それほど永続的なものなのかどうかというのが、新公共経営の責任者の部長さん自身から出たこともあって、行政のあり方について、あるいは全体については正面からは位置づけないという方向になったと思いますが。

山田委員　マクロの話とミクロの話に分けたいと思いますけど、全体の流れとして、ガバナンスというのは、ある意味では、みんなで協働して治めていこうよというふうに言っているんですが、多分区民の方々の指摘にもあるように、何だ今まで行政がやっているのを押しつけているんじゃないかという部分が指摘として当然のごとく出てくるんですよ。協働という名のもとで、どんどん出しているんじゃないかと。出すからには、行政は、その手前でやるべきことをやって、行政もここまでやっているし、その中でガバナンスという構造があるという、そういう流れが必要なのかなという気が、またふつふつとわいてきて、そしてNPMというのを出したと。ですから、行政、細かいミクロの話でいくと、第6章あたりで各論でこちらでちょっと文章を足していくみたいな案を提案はしているんですけども、まず基本的にはそういう流れが必要かなみたいなマクロの話で。じゃあ行政はこれだけ汗をかきますと。行政もという話もあるし、あと絶え間ない行革もちゃんとやりますよと。何か区民にだけ一生懸命、責任を押しつけているんじゃなくて、行政もやるべきことに対して努力をしていますというのを、この中でバランスとして入れていく必要があるの中なという気がしまして、総論としてはこの話と、あと各論としては幾つか提案をしたということでございます。

齋藤副会長 宮下委員、どうぞ。

宮下委員 山田委員がおっしゃること、中身についてはおっしゃるとおりだと思いますし、そうだと思いますが、ただ、それを意味づける言葉として、NPMという言葉は、私は適当ではないと思っています。NPMは一つの手法であり、それが当然のこととなっていけば、敢えて政策として掲げる必要がなくなることも考えられます。そういう意味では、この条例の長いスパンには合わないのではないかと。それは、前部長と同じ意見として受け取っていただいてもいいと思います。

齋藤副会長 どうぞ、山田委員。

山田委員 まず、NPMという言葉は、私も中に入れるイメージはないです。全くないです、それは。考え方が入っていればいいなというふうに。

あと、後ろの執行機関のところではちょっと突っ込んだ書き方はしていますが、これは見ていただいて、たたいて丸くしていただければと思っています。

齋藤副会長 つまり行政の方がきちんとやっているんだということを示すという意味であって、行政の方がどんどん身軽になって、なんでも区民や団体に負わせるという意味ではない。これは確認しておきたいと思います。、その上で、具体的には執行部、あるいは区役所の責務については6章でどれくらい書き込むかということになるかと思いますが、それとあわせて全体の前文なり総則なり基本理念のところ、そういう行政の新しいあり方とか責任というのをもっと打ち出すのか、それともこの条例は、区役所のあり方については6章の章立てのところ、具体的に書いているのであって、全体としては協働型の仕組みというか、そちらの方に重点があるとすれば、それは総則なり基本理念のところ、さほど打ち出さなくてもいい、中間まとめの内容に沿って進めればいいのかという考えも両方あると思いますが、いかがでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員 考え方の問題として、効率的な行政とかむだのない行政ということについてはこれはもう、それを目指さなきゃいけないということは議論が一致しているところかと思うんですけど、ただ一方では、小さな政府という言い方をした場合は、要するに大きな政府か小さな政府かといった場合には、そういう効率的とかむだのないということを超えた、福祉国家的なものなのか、夜警国家論的な思想なのかという、ちょっと大きな議論に踏み込んでしまう可能性があると思います。そうすると、必ずしもガバナンスがいわゆる小さな政府を目指すというふうに言い切れるのかというところがあまり自信が持てないんですけども。

山田委員 こちら辺の認識なんですけども、1980年ぐらいからサッチャリズムとか、レーガンが出てきて小さな政府になっていったという話があって、ご存知のように、NPMというそういう流れをくんで、再現していこうという形で入りますけれども、割とその揺り戻しが来て第三の道というか、PPPみたいな発想になったという、多分そういう文脈は、基本的に共通認識化

はできるんだろうと思うんですけど、PPPになって、じゃあ行政の役割を元へ戻して拡大するという事はないんですよね、今は。つまり、小さな政府という言葉も出すということイメージはしていないんです。これは非常にどきっとする言葉ですし、これはもう一気に区民の中でコンセンサスできるはずがないんで。ただ、その一連の流れの中で、このまま肥大化して、例えば行政の持続可能な行政経営ができるのかという、もうこれはとてもできないというのは一つのコンセンサスになりつつあって、じゃあみんな支え合いましょうよと。互助にいきましょうという形になっているのが基本トーンですから、ですからその基本部分が別に壊れていなければ、あとは、実は次に出てくるのは、行政は本当に効率的にやっているのかなと。我々にいろいろなものを押しつける前に行政もちゃんとやれよという部分が普通は出てくる話で、それが今の、特に6章の執行機関のところというのは、従来言われているような話で、それほど新味がないんですね、実は。じゃあ何かそのために行政はどこまで頑張るのかみたいな部分がちょっと弱いので、ですから過失とか、強調したいのは、実は執行機関の部分だけです、区でイメージしているのは。区民に何か押しつけるという部分は全く、ですから書いていないというか、修正案を出していないんです。ですから行政も、そこら辺効率的に何かやれるものとはにかくやりましょうと。もっとも行政も努力しまししょうよと。あとはちょっと書きぶりが今ちょっときつい書き振りに、あえて案としては入れていますから、それは多少丸くするのかなという感じはする。

斎藤副会長 ほかにいかがでしょうか。

小さな政府というのはどんどんどんどん縮小していくという意味ではなくて、従来の取り組みとは違ったこともやるわけですから、特に対等な協働なところで調整者として登場したり、情報を提供したりというところでは、従来やっていなかったようなことにも登場していくわけですから、その意味ではちょっと小さな政府という言葉は避けた方がいいと思います。

ただ、それを全体としての協働についての基本理念の部分とか、そういうところに入れ込めるかどうかというのはなかなか難しいかもしれません。6章を中心に、何か新しい、従来の言われている行政責任とかそういうことではないもの、それもある程度何とか中間まとめまでに書けることは書こうとしたわけですが、なお、何かよいのがあれば、さらに洗練させるということでしょうか。

宮下委員どうぞ。

宮下委員 私も山田委員の意見に賛成です。特に、今までやったことと同じことしか書いていないと、何のための条例かよくわからないところがあります。ですからそういう意味で、執行機関の責務のところ具体的な責務、しかも今までにない責務がもし入れられるものであれば、むしろわかりやすくもなるし、条例の意味も一層出てくるだろうとは思っているんです。

斎藤副会長 それでは、次の論点に進みたいと思います。これはかなり大きな論点で、各委員からそれぞれ出ております。いわゆる各主体、区民、個人としての区民、それから団体、これは

地域活動団体と非営利活動団体を中間まとめでは分けておりまして、そこにさらに事業者ということで、権利と責務をそれぞれ分けて書いたというのが中間まとめの一つの特徴なわけですが、それに対してさまざまなご意見が、パブリックコメント及び住民説明会で寄せられました。それを踏まえて各委員の方々が考えてくださったことが1枚目の紙にそれぞれ載っております。再度見ていただきたいのですが、まず山田委員。便宜上NPMの次のところに載っております。各主体の取り扱いについてですが、本当に区と区民が対等かということ、どうもそうも言えないんじゃないか。それから区民と地域活動団体も立場が異なるので、もう少し補足しますと、各主体の権利と責務というのはそういうふう書き分けているんですが、他方で、原理原則とか7章のところでは、各主体はということで一まとめにしている部分があって、両方あるわけです。全体としてまとめている部分と区別している部分がどうなのかというのを確認してはどうかというご意見です。

それから右側にまいりますと、まず名方委員の方からは、非営利、区民の権利の部分についてはこれは協働・協治の社会の担い手という表現、これはこれでいいということですがけれども、非営利活動団体の権利について、事務局案は易しい表現にしたけれども、逆に不明確になるのではないかと。それと、個別意見の方に入ってしまうておりますけれども、事業者というのを、それがわかりにくいとすれば、会社と事業者にしてはいかがか。あわせて事業者の責務の内容についても、もう少し内容をつけ加えてはいかがかというご意見が、これは29号の6ページの真ん中で出てきております。名方委員のご意見の前提としては、これは事業者、名方委員の新しい提案で言うと、会社等の事業者というのについてはやはり独立のまま項目を立てておくべきであるという前提がございます。

1枚目に戻っていただきまして、右側で山田委員は、さらに2-2の基本原則のところでは同等の扱いになっているけれども、差異があるんだから、特に区役所と区民については、差異に留意する必要があるというご意見。それから1枚目の一番右下で、藤原委員からは、やはりその個人である区民と他の団体が同等、同列ということについて、パブリックコメントではそれに対するの疑問も寄せられたので、権利は区民だけにして、責務だけを別にしてはどうかと。ここはかなり意見が、ここだけでも分かれているところなんです、いかがでしょうか。

松本委員、どうぞ。

松本委員 保証役、調整役あたり、非常に重要なテーマだと思うんですが、今までそれほど丁寧に話し合われてこなかったと思うんです。パブリックコメントにもそれほど指摘されていないんですが、実際には私は非常にここは重要なところだと思っています。といいますのは、例えば協働・協治と言ってきていますが、まだ具体的な内容というのは見えないんです。お互いに使い分けているような部分があったりとか、例えば各主体の調整役を区がやるという話があったとしますね。そうすると、例えばNPOと区が協働した場合、それをだれが調整役をするか。これ

でいくと区が調整役をするということですね。そうすると、協働した区と調整役の区がありますね。また話がごちゃごちゃになっちゃうかとは思いますが、その辺の形が、協働という本当の具体的な内容を見て考えていただかないと、言葉だけで何となく終わってしまうと思うので、ぜひこの辺をちょっと皆さんで確認も含めて、大事なところだと思いますのでお願いしたいと思います。調整役というのは、要するに問題が起こったときにどうするかとか、ある意味裁判官的なことをする部分があると思うんです。そうするとき、何を基準に調整するのかというようなことはこの区民憲章ではどうするのか。その辺がちょっとぜひ皆さんでお話ししていただきたいと思ってきょうは来ました。特に区民が主人公とか言いながらも、平等とか対等とか言って、この間は絵がありましたよね。あの絵が変だよという話。私も最初になんじゃいと思いましたけれども、そういう意味では、まだ皆さんのイメージが、絵もできていないということだと思いますので、ここは丁寧をお願いしたいと思います。

齋藤副会長 今の松本委員のご意見は、一つには、区の責務の保証役とか調整者というのが一体具体的にはどういうことなのかというのが、まだそんなに詰まっていないのではないかと。個別のところ、基本となる考え方とかのところでもう少しきちんと区民にわかりやすいようにすべきじゃないかというのが一つかと思うんです。

松本委員 何を基準に調整するかということもあります。

齋藤副会長 それはまた個別の4 - 3のところでは詰めるべきことだと思うんですが、今の議論との関係では、松本委員のご意見を引き直しますと、山田委員のご意見では、各主体が特に2章の基本理念のところと同じ各主体がこうしますというので、全く同じようになっているわけですね。ところが松本委員が具体例をお出しになったように、何か対等な協力だとかやっているときには、そこに区役所も対等、協力の当事者として出てくる。でも何か問題があったときにはその場面で、調整役として出てくる、二つの顔を持っているわけですね。二つの顔を持っている区役所について、この基本理念で、各主体ということ一つにくくってしまっているのかという、そういうのにつながる問題だと思います。

ちょっと便宜上、問題を二つに分けさせていただくと、少し議論が進みやすいかと思ひまして、調整者として具体的にどうするんだというのはちょっとまた項目を後の方でいたしまして、各主体の方の取り扱い、山田委員のおっしゃる1枚目の左側ののところ、ちょっとまず議論を当たたいと思います。この問題も二つありまして、原理原則のところと一緒にしていいのかという問題と、もう一つは、名方委員、藤原委員が意見をお出しになっている各主体の権利、責務を具体的に書いた3章のところ、そこをもう少し住民中心にすべきか、この二つを分ける方がいいと思いますので、まず、各主体の2章におけるところ、そこで、ここだと確かに区役所も各主体に入っているんですが、この点はいかがでしょうか。

山田委員 補足というか、ここで問題提起したのは、あくまでも2 - 2 - 3の部分で私は反論

したということで、余り気にしないできたんです、正直言って。対等だと、これは従前と比べれば何か対等以下だったんじゃないかみたいな話から言えば、何か対等というのは総論としてはいいんだろうなという感じがしたんです。こだわらなければこのままでいいとは今でも思います、実は。対等だと、イコールパートナーだよという言葉で何か訳せばいいし、あとよくあるのは、行政と市民との協働とかというと、パートナーシップもそうですけど、同じレベルの高さにあるんだよということは、対等な立場ということを日本語に訳せばいいのかなという気はするんです。そういうことで言うと、全然引っかからないと言えば引っかからないんですが、そういうふうに割り切って、これをそのままいってもいいなというのは一案ですね。正直言って。引っかかったのは、後ろの方が、やはり、実は区というのは、区の役割がさっきの保証役もそうなんですけれども、実は片方で行司役もやりますよみたいな話が後ろで書かれているのに対等じゃないんじゃないかという部分が、全体の流れを読んでいくと、ちょっと引っかからないのかなという心配が後半で出てきたんです。つまり区は、ここにも書いていますように、あくまでも区民の信託を得た議会と首長が執行して、その補助機関として区があるわけですね。執行機関。我々が信任している相手を対等の立場というふうな整理は、ひょっとしたら乱暴かもしれないという、そういう葛藤がありまして、一応ここでは問題として出ささせていただいて、そこまでこだわらなくていいよと。これはもうアバウトにイコールパートナーだから対等と言っているんだ。それはもう原則論としてはそれぐらいでいいんじゃないかという決心がつかずならばこのままでいいですし、いやいや片方でそういうことを後ろの方で言うならば、対等じゃなくて、代替案としては、「それぞれの立場を尊重し」ぐらい、つまりそれぞれの役割がここで与えられているわけですから、それぞれの役割を最大限お互いに尊重し合おうよというふうな書き方でもいいのかなという気がしたんで、こういうふうな表現を意見として出ささせていただいたということです。

齋藤副会長 名方委員どうぞ。

名方委員 最初の部分に対してなんですけど、基本的には近いんですけど、実態で考えるとかなりの人、私の周りの人なんか話を聞くと、区民は、いわゆる執行機関、区役所に対しては余り信頼を置いていない。区民は同時に、区議会の議員の人たちに対しても、僕は何人かよく知っているから僕はよくわかっていますけど、普通のサラリーマンなんかは、区議の人と会ったこともないと。何やってるんだという不信がある。議員の方は、執行機関に対してはまた信用していない、私が思うだけです。逆にじゃあ執行機関の人は、議会も区民も余りにしていないというような構図が実態としてあるんですよ。そういう中で協働・協治という形をつくり始めて、みんながお互いにやってきましょうよと、一つの理念的な理想的なことを掲げていって、そのときに実体とはかけ離れている部分があるかもしれないけど、理念としては、前半山田さんがおっしゃったような形で、こういう形でやろうよという一つの宣言みたいな意味づけもあって、僕はいいのかなというふうに思ったんです。



後半部分の方については、各主体については、やはり明確にすべきだというふうに僕は思います。

これは協働・協治で先ほどから議論でありましたけど、どう考えるかでしょうけれど、かなり協治は僕は進むと思うんですよ。今後。というか、小さな政府がどうなるかという、僕は小さな政府にならざるを得ないと思うし、そういう意味では協治をしていかない限り日本はもたないと私は思っているもんですから、そういう意味では、むしろこの段階できちっといろいろな主体、たとえ一人の区民でもこういうことをやると言ったら、それをある程度よかったらやってみなさいという形での動きが出てこなきゃいけないと思うので、そういう意味では、きちっと主体を明確に言っていた方が今後のことに対していいんじゃないかというふうに思います。

齋藤副会長 後半についてはもう少しまた本格的に議論しなければならないと思いますが、前半部分は山田委員の方も、2章の方は、一般的な、あるいはこれからの方向性としてはこのままにしておいてもいいかなというお考えもお持ちで、なおかつ後ろの第6章の方の保証役とか調整役の位置づけがそれときちんとマッチしているかどうかについて注意しなければならない。こういう方向のご意見というということになります、伊藤委員どうぞ。

伊藤委員 私みたいに行政にどっぷりつかっている者からすると、余り不思議な言葉でもないのかな。これでもいいのかなという感じでした。どういうことかと言うと、要するに区も、それから区議会も、法律に基づいて選ばれて、選ばれた範囲で立法責任とか執行責任を与えられているわけですよね。そういうことから踏まえると、対等の立場という言葉もそんなにおかしくないのかなと。これが見事に適切な言葉かどうかと言われると、ちょっと私も自信がないけれども、そんなに違和感がないのかなと。この意味するところはこういう意味ですよという説明さえつけば、言葉としてはそんなに悪くないかなというのが一つです。

それで、私はむしろ2章じゃなくて6章ですか、6章の保証役と調整役というこの言葉の方が、私はちょっと、個人的見解を言わせていただければちょっと違和感があるのかなと思います。

齋藤副会長 どういうことでしょうか。

伊藤委員 保証役というのは、何のことですか。保証役というのは何を保証するのですか。調整役というのは、それなりにはわかります。しかし、改めて調整役という意味は一体何なんでしょう。これは第4章ですが、個別のところに入っちゃっていいんですか。

齋藤副会長 一応出しておいていただいた方がよろしいと思います。

伊藤委員 そうですか、これは要するに、第4章で、区の責務というところなんですよ。区の責務という区があって、執行機関と立法機関を包括した話ですね。その中での改めて調整者ということで、私は後半の部分にちょっと違和感があるという趣旨です。

齋藤副会長 一言だけ補足を説明いたします。これは従来区役所がやっていた領域とか仕事から出るところについて、NPOであるとか、あるいは町内会と一緒に仕事をする場面がある。そ

ここでは区が主体となって自分で事務とか事業を実施するわけではないです。そこで、調整者というのは、そこでNPOなり団体なり、町会の間で何かうまくいかないときに調整者、先ほど裁判的といいましたが、そういう形で出ていくというのが一つ、それから4 - 2の保証役というのが4 - 2と4 - 3で書き分けてあるのは、恐らく4 - 2の方で、要は保証人のように、そういった場での、うまくいかなかったら全部責任は区の方が全部とる、そういう保証、実態的な保証だとすると、そこまでは書き切れない。それで恐らく努めますになっているんだと思うんです。ただ、例えばだれかにある公益的な活動を委ねるのであれば、一体どういう団体に委ねるのか、その選ぶとき、その責任は区の方に残るでしょうという、そういう意味での保証ということなんですけど、ただここはまたご議論あると思います。

伊藤委員 そうすると、第4章から第6章にかけてが、要するに行政側の何を、この区民憲章で責務として与えるんですかという、そのあたりが、この区民憲章の中での特色というか、要するに通常言われている法律で書いていないこと、これのユニークなところということになるのかなと思います。

斎藤副会長 それはそのとおりです。

伊藤委員 そうすると、これの特色は何かという、そのあたりになるのかなという気もいたします。

斎藤副会長 従来区役所が中心でやっていることについてどれぐらい新しいことが出せるかというのは山田委員がおっしゃったような内容ですけど、そうじゃない部分ですね。みんなが一緒にやっていくんだという部分での区の役割についてはまさにここが新しいことを出そうとしているんですが、ただ、やや抽象的ですし、先ほどおっしゃったように、具体的にやっていることとどうつなげるのかという課題があるのはおっしゃるとおりです。

山田委員 ちょっと意見と整理なんですけれども、まず意見としては、まさにご指摘のとおりで、4章と、あと執行機関の6章というのが割と近いんですけれども、これをどういうふうにかえるかで、実はその保証役と調整者というのは、庁内での1年前の検討のレポートの中で出て、明確にもう出ています。ですから、割と庁内での検討の中で、一定のオーソライズをされてきたということを背負いながら、我々はこれをスタートしました。ですからここは、我々が特に、実はいじっていないんです。正直言って。個人的な意見なんですけど、思うのは、これはもう全く個人の意見なんですけども、例えば介護保険というのは、今まで介護サービスというのは行政がサービスを、福祉関係はサービスを提供するもんだというところを完全におりて、行政は保証役になりますと。つまりサービスの保証はすると。つまり保険者になると。実際の提供は民間の事業者にしていくというのは介護保険の大きな枠組みのシフトですね。それに追っかけて障害者の話もなってきた、行政の一つの役割の流れというのは、ここにそういう意図でこれは出てきているのかどうかはよくわからないんですが、最初に見たときに、行政の役割というのは、サービスを

フルにサービス提供する責任を持つんじゃないじゃなくて、提供者としての責任を持つんじゃないじゃなくて、保証の役割は、もちろん住民の福祉を増進に向けてサービスが提供される状況を保証していくことは国も含めて自治体も担っていくんだというのは変わらないと。ただし保証の、サービスの提供姿はどんどん変わっていくんじゃないかというところでの位置づけでの保証役というのをここで明確に出しているというふうに勝手に解釈をして、これはプランニューだなという感じをして、これとあと調整者というのは、これはちょっと解釈が違うんですけど、私の解釈は、割と政策過程における調整という、政策決定プロセスの中での調整をしていくみたいなところでは、非常に有効というか、これから求められる行政の姿というのはそちらの方にどんどんシフトしていくというか、修練していくんじゃないのかなというふうに思っています、特に執行機関の部分ですけど。その二つの意味で、非常に個人的にはいいなと思っています。ただ、決定的にこの部分は、この会議の場では議論はしていません。ですから、実はこの読みぶりは、どうかなというところはありながら、前年のレポートを踏まえて今日に至ったというのが正直なところだろうと思います。これがまず意見です。

あと、整理の話なんですけど、この話は後半の方でちょっとすべき話で、前半の対等の部分だけ先に決着つけちゃった方がいいのかなという気がしますんで……。

そういう観点で言うと、区の役割というのは、別にここでの調整役かどうかというのは関係なく、区民の信託を得ての議会と首長は決まって、そのもとで執行している機関だというのが区の定義ですから、その定義たる主体が、区民と同等なのかどうかというふうにこだわるか、アバウトに対等だというふうなことでいいじゃないかというふうに、そこの決心だけすればいいのかなというのが整理です。

斎藤副会長 いかがでしょうか。

全体としての協働の、協働ということばかり強調するのはよくないんですが、団体や住民と一緒にやっていこうという場を中心に、一般的に考えるなら2 - 2 - 3の対等な立場というのでもいいのではないかということです。それとも、あくまで違うというご意見がございませうか。

どうぞ、藤原委員。

藤原委員 区民主権という意味では、憲法的な解釈で区民主権という意味では絶対対等なわけがないという人も実際いたようなんですけども、ただ、実質的に協働をパートナーとして見た場合は対等以下ですから、やはり実体はそこをどうにか対等まで持っていこうというのがあるので、ちょっとすごく複雑な気持ちなんですけども、ですからやはり権利とかそういうのを決めるところではきちんと区民を持ち上げてといたら変ですけど、区民はきちんと主権だよということで、ほかには並ぶものもないということを出して、やはりそういう意味では憲法的性格よりも自治基本条例という自治のルールを決めるものとしてきちんと決めて、そこではちゃんと対等に渡り合って政策立案から実施まできちんとお互いに競技し合っていくという対等性をどう保証するか

というのを後半の部分で決めるという方が実質的じゃないかなというふうに思います。

齋藤副会長 そうしますと、結論としてはどのようになりますか。

藤原委員 対等な立場に立つというのは、あくまで協働していくという手段の中では対等な立場なんだけれども、権利とかいう部分ではきちんと区民主権ということを出したらいいんじゃないかなというふうに思うと。

齋藤副会長 住民自治の観点については住民、区民等の責務のところではそういうことを打ち出す。2-2-3の対等な立場に立ちという文言は、具体的には藤原委員はどうでしょうか。

藤原委員 だから、私がトータルに言ったのは、きちんと自治というのを出して、協働・協治のところの部分も自治というふうに文言を直した提案をしたところもあったんですけども、自治の理念というふうに出して、それで、その中で対等な関係というふうに書くのは構わないんじゃないかなというふうに思ったわけです。

齋藤副会長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、宮下委員。

宮下委員 対等という言葉を一義理念的に使うのは、ちょっと危険かなという気がします。論理的に矛盾を確かに来すのではないかな。現実には今の行政の中でも、それぞれの立場によって使い分けているわけです。例えば契約、民衆の契約をするときは、民間の事業者と行政は対等なんです。ところが行政という立場に立った場合に、明らかに行政の特別な権能を持って扱ったりしますから、明らかにそれぞれの、個々具体的な場面によって立場が変わってくるわけです。それを一括して理念的に対等だと言ってしまうと、あとの説明が確かに難しくなるかなという気はします。だからどういうふうにすればいいか、ちょっとまだ意見が固まっていないんですが、今の段階ではそんな感じで、だから個々具体的な、例えば協働ということ定義したときに、初めて対等という言葉を使うのがいいんじゃないかなという気がします。

齋藤副会長 ほかにいかがですか。佐藤委員どうぞ。

佐藤委員 藤原委員が最初言われたように、主権という意味では区民を超えるものというのではないはずでありますし、あるいは先ほど宮下委員のおっしゃったことを私なりに整理すると、公権力の行使というか、そういう場面では、区というのはある意味優越的なというか、特別な地位にあるということも、これはむしろ齋藤先生がご専門でしょうけれども、言えるんだと思うんです。ただ、今回のこの区民憲章の中では、ガバナンスという考え方で、各主体が協働、協働という言葉自身もいろいろ意見はありますけれども、協働して、公的なことをするという意味においては、対等という言葉をやはり使わざるを得ないというか、それを超越する言葉というのがなかなかないということで、この際余りこだわらなく「対等」という言葉を使ってもいいのかなと思います。

齋藤副会長 法的に厳密に考えると、あるいは住民自治という観点から考えると、対等でなく

ってしまうのは乱暴だというのが一方であり、なおかつ条例の中心的な部分からすると対等ということも重要だということで、恐らく折衷的には2 - 2 - 3で「協働・協治の社会の創造にあたり」というのが、やや大ざっぱ過ぎるとすれば、この条例が言っている協働・協治のある部分というか、そこについて対等だというふうにもう少し限定するか、それともこの部分では対等という言葉は使わずに、第7章の具体的な協働の場面での対等ということにするか、いずれかではないかとは思いますが。

山田委員 先ほどの説明の中でも言いましたけれども、対等な立場を尊重するんじゃなくて、それぞれの持っている、この各章で語られているそういった立場をお互いに尊重し合おうということでもいいのかなという気はしたんですけども。お互いの立場の尊重。砕いて言うのですね、というところで、そこのお互いのというのを対等というふうにあえて入れるかどうかという感じもするんですが。

斎藤副会長 ただ、そうすると2 - 1 - 1で協働・協治の原則の中にある程度それは何か含まれているような気もしないではないのですが。

では、そこは両方の意見をうまく生かせるような方法があれば、もう少し全体で考えてみるということにいたします。

次に、区民等の第3章の書き分け方をどうするかというところなんですけど、ただここは入りますと恐らく議論も夜中じゅうやらないと終わらないぐらいの感じだと思いますので、ちょっとここは、個別の論点の今後の取り扱いも含めて、次の、今後の進め方の方に移らせていただきたいと思います。

次第の4、今後の進め方ということになります。

パブリックコメントを経て、全体会議でどういうふうにも最終案に向けていくかということで、今回が第1回目の議論ということになりました。そこで、森田会長と私の方で相談いたしまして、今後の進め方について一つ提案をさせていただきたいと。これは森田会長の了解もっております。それで、個別の論点については、全体会を何回もやるという手も一つはあるんですが、もう一つの方法としては、中間まとめの取りまとめで使った手法である小委員会、つまりこの全体会の中から何人かメンバーでお集まりいただいて、資料29号及びそれまでのご意見をもとに原案の原案のようなものを作成する。それをもとに全体会議で議論するというのが森田会長及び私からの提案でございます。もちろん全体会で議論して決めざるを得ないことも当然でございます。1枚目でも、きょうはまだそこまで行けておりませんが、議会についてどういう規定をして、なおかつどういう形で出すのか。これについては議会の方との意見をどういうふうにも集約するかということも含めてなお検討中でございます。この点については全体会でやらざるを得ない。ただ、きょう出されました「努めます」規定にするか、それともそうじゃない「します」で統一するかとかそういった部分については、原案の原案を小委員会方式で、これも何回も何回もというのは皆

様それぞれお仕事がおありですので、ある程度、例えばインテンシブに半日ぐらいかかってやるというようなことを考えるわけですが、いかがでしょうか。

それから、人数的には、前回の中間まとめの段階では、案のない段階から中間まとめの案をつくるということで各委員に起草いただきましたので、公募委員の方に全員入っていただいたわけですが、今回は、既に中間まとめの案があり、今回出てきた29号もございますので、さらに絞って、例えば、前回、副会長として私が参画してそれで6人でしたが、その半分ぐらい、全体で4人で、何度かになるか1回になるかは、それこそその会までの取りまとめというか、集約の仕方がどれぐらい進むかにもよると思いますが、そういった委員会をつくって議論し、それを全体会に上げる。全体会でしか扱えないようなことについては小委員会では扱わないで、全体会で議論する。こういうことを森田会長と2人で考えたわけですが、いかがでしょうか。

須藤委員 結構です。

齋藤副会長 藤原委員どうぞ。

藤原委員 私は、逆にもう全体会でもこの人数ですし、4人というのはもちろんやりやすいのかもしれないですけど、責任者、正副責任者だけ決めておいて、あとはそのとき都合のいい人が入った方がいいんじゃないかというふうに。全体会のミニみたいな。

全体会で、そのときに参加できる人の全体会みたいにしていけばいいんじゃないかと思うんですけど。それじゃないとまた4人、4人の中でも都合の悪い人がいたりして、4人でつくったことをまた全体会にかけて、またそこで覆されたりとか意見が出たりとかで、かえって時間がかかるかなというふうにも思うんですけど。

山田委員 ちなみにいつまでにこの会として区の方に出すのかをちょっと先にお伺いをしたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

齋藤副会長 事務局の方からお願いします。

久住幹事 前回、前々回ぐらいから、7月ぐらいにというお話はしてはいたんですけども、これだけ区民の方からもたくさん意見をいただいていますし、そういった部分で一つ一つ丁寧な議論をしていくことを優先にしたいなというふうには思っております。

ただ、条例化するに当たっては、第4回定例会の議会にお諮りしたいなというふうには思っております。具体的には12月に開催される議会の中でというふうにも思っておりますので、そういった部分で、具体的にはこれは手続の問題になるんですが、2カ月から3カ月ぐらいの中で条例提案をするような形が望ましいかなというふうに思っています。ですから、7月というふうには思っておりますけれども、議論のしぐあいの中で、もうちょっとずれる部分もあるのかなとは思っております。ですから7月の終わり、8月ぐらいにいただけると非常に事務局としてはありがたいというのが事務局としての意見です。

齋藤副会長 どうぞ、山田委員。

山田委員 きょうの資料は、私はちょっとかき回してしまって申しわけなかったなという感じはするんですが、ちょっと見落としていたかなというところを、案を出したんですが、多分こういうテーマを出すと、実は1回既に議論はしているというものが非常に多いんです。

名方委員 ほとんどそうですね。

山田委員 我々も一定のそれぞれ意見も言いましたしというところもあるんですね。ですから進め方なんですけども、あと、この後ろの各論の部分でいくと、お互いに確かにこうだなというところもありますし、個人的に見ると結構もう収斂かなというふうには実は思っています。

松本委員 本当に。

山田委員 本当と言われると、イメージ的には本当なんですけど、それで、どうなんでしょうか、その場で議論して決めるのもいいんですけども、多分皆さんこういうイメージだろうなというたたきをもう1案にして出して、そこを修正した方が決めましょうというふうな形でやるより早い、もうそういう時期になってきているなど。結構議論しましたよね。各項目。お互いの発言は大体もう2度目、3度目みたいなところもないこともないし、区民の方々からのいろいろな意見も、我々、実は個々については十分議論してきたなというふうな半分自負は持っているようなところだとは思いますが、ですから、たたきをちょっと全部についての一通りのたたきで、変更点だけ何か赤文字になってわかるようにして、中間報告から何が変わったというのだけ赤文字でわかるような原案というものを一気につくって、それをベースにしちゃってもいいのかなと思ったんですけどいかがですか。

斎藤副会長 ただそうしますと、区民会議という言葉の性質上、原案というか、中間まとめはあるわけですが、その中間まとめからの修正案をだれが作るのかということですよ。山田委員のお考えだとそれは誰になりますか。

山田委員 そこは、私も一委員ですし、皆さんもそれぞれ一委員という形でいっていますので、斎藤先生と事務局に、そのたたきというのをつくっていただくというのはどうでしょう。結構ニュートラルでいいのかなという気はします。

名方委員 賛成です。

山田委員 それで、それに対して、各自委員として好き勝手とは言いませんけれども、言うという形も一つの姿かなと思うんですけど。

名方委員 この間この2回の議論を聞いていると、中間まとめまでにかかなり収斂してきたんですよ。ところが、パブリックコメントの意見に対して、かなりぶれているような、かなり動いちゃった。だからきょうの議論もかなりもう議論されていることがもう一度議論している。そのときはある程度結論が出て、それはマイナスではないと思う、いいんだけども、でも見てみますと、その部分があって、前にも申し上げておきましたけれども、パブリックコメントだと174通が多いと皆さんおっしゃいますけど、むしろたった174通かという意見を僕は言いたいんで

すよ。ですから、むしろそれ以前にいろいろ自分たちの周りの人の意見などを聞きながらやってきた部分をまとめたものを、ある程度きちんとして。むしろ僕はそれを信頼すべきだと思うんで、そういう意味では今まで議論したものを整理をして出していただいて、そのかわり今回も僕も出しました。事業者の権利を株式等事業者の権利、今ごろ言って何でかと言われますけども、こういうことはあると思うんで、それはぜひお伝えしたいので、そういう形でどうしてもこのことについてはこうしたいということを出して、それであとはまとめていただいた最終案を出していただくということで、それで議論をもう一回やってそれからまとめるという形の方がよろしいんじゃないかと思います。

齋藤副会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、全体としては、小委員会という森田先生と私の案よりは、ここまで中間まとめ及びパブリックコメントを経て集約してきている部分もあるので、中間まとめ及び今までのパブリックコメント及び今日まで出た各委員の意見をもとに会長、副会長及び事務局で原案の原案をつくり、それをもとに次回の全体会議で議論をするという案でございますが、それでよろしいでしょうか。

では、そういう方向で進めさせていただきたいと思います。

次に、次第の5にそれでは移りますが、次回の会議日程についての調整ですが、いかがでしょうか。事務局の方では6月の21日から25日ぐらいということですが、ただ、そこまでに会長、副会長、事務局で収斂した案がつかれるかどうかというのは問題はありますが。

久住幹事 さっき先生と森田先生の方から、何人かの委員と事務局もお手伝いで入って、会長、副会長とで原案をつくるというご提案もあったので、それであればもう少しスケジュールを切った方が、皆様のご意見を反映しやすいのかなと思って6月中というようなご提案を最初持っていたんですが、今ちょっとまた全体の進め方を皆さんでお話いただきましたので、その中でですともう少しお時間をいただくなりして、皆さんの意見をお寄せいただく時間もあった方がいいのかなというふうには思っております。ですから7月の2週ぐらいでもいいのかなという部分ではありますけれども。

齋藤副会長 7月5日からの週ですね。

久住幹事 事務局は汗をかいて先生と調整しながら取りまとめるということは一向に構わないんですが、皆様のご意見も最大限反映して、議論を尽くしていただきたいというふうには思っておりますので。

齋藤副会長 では、7月1週あたりで、ただ会長が一番忙しい方ですから、そこを詰めて全体の調整は、別にやりましょうか。

久住幹事 7月の第1週ぐらいですね。

齋藤副会長 じゃあ5日からの週とします。



久住幹事 そうしましたら、事務局の方で日程調整を斎藤先生、森田先生との調整をしますけれども、この中で7月の5日から9日ぐらいの中で皆さんのご都合の悪い日があれば、今悪いというのがわかっていればお教えいただければと思います。

斎藤副会長 では、皆さんからご都合の悪い日をまた出していただきます。

久住幹事 何か皆さんの中で、この日はちょっとということが今の段階でわかっていれば教えていただければと思います。

斎藤副会長 では、また事務局の方にお教えいただいて、また皆さんいご連絡することとします。

久住幹事 今の段階ではよろしいですか。

では、また日程調整をいたしまして、ご連絡を申し上げます。

斎藤副会長 それでは、時間を超過しまして申しわけありませんでした。これで第10回の区民会議を終了いたします。どうも長時間ありがとうございました。

「閉 会」(20:40)